高森町ふれあいスクール運営業務委託【放課後児童クラブ・放課後子ども教室】
公募型プロポーザル実施要領

１．趣旨

高森町内の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

２．業務の概要

（１）業務名

高森町ふれあいスクール運営業務委託

（２）業務内容

高森町ふれあいスクール運営業務委託仕様書（別紙）のとおり

（３）履行期間等

①開設準備期間

契約締結の翌日から令和９年３月31日まで

②運営業務期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで（３年間）

（４）提案上限金額

①令和８年度開設準備　　６，０００，０００円

②令和９年度運営業務　　６０，０００，０００円（年間）

上記の金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

本契約における委託料は、各年度の開始前の協議により見直し、合意した金額をもって当該年度の契約を行うこととする。

３．参加資格要件等

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

（１）令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を実施または事業運営を受託した実績を有していること。

（２）以下のいずれの項目にも該当しないこと。

①契約を締結する能力を有しない者

②破産者で復権を得ない者

③本町との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後３年を経過した者については、この限りでない。

④破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律

第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

⑤国税、地方税を滞納している者

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

４．スケジュール

本プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

事　項	日　程
公告・公募開始	令和８年６月 11 日（木）
参加申込書の受付期限	令和８年６月 29 日（月）17 時必着
施設見学	令和８年６月 22 日（月）～25 日（木）
質問書の受付期限	令和８年６月 29 日（月）17 時必着
質問書への回答	令和８年７月３日（木）正午
提案書の提出期限	令和８年７月 13 日（月）17 時必着
プレゼンテーション実施	令和８年８月５日（水）午後　※時間未定
審査結果の通知	令和８年８月下旬

５．参加申込の手続き

（１）参加申込関係書類の配布

高森町公式ホームページへの掲載による。

（２）提出書類

①参加申込書（様式１）

②事業者概要書（様式２）

③会社概要（会社パンフレットなど任意）

④業務実績書（様式３）

⑤直近の財務諸表

⑥納税証明書若しくは滞納がないことの証明書（国税・地方税等）

※直近２年分・申込日から３か月以内に発行されたもの。複写可。

（３）提出部数

各１部

（４）提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る）

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く８時 30 分から 17 時まで。

（５）提出先

〒399-3193　　長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地１

高森町教育委員会事務局こども未来係

（６）提出期限　令和８年６月 29 日（月）17 時必着

（７）参加資格の確認結果

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和８年７月６日（月）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

６．施設見学

（１）見学可能期間

令和８年６月 22 日（月）～６月 25 日（木）

※９時から 17 時までの間で設定する。

（２）参加可能な者

事前に施設見学の申込があった者

（３）見学の申込

施設見学を希望する者は、令和８年６月 22 日（月）正午までに電子メールで申し込むこと。

なお、メールの件名は「高森町ふれあいスクール運営業務委託施設見学申込（社名）」とし、メール本文に希望日及び希望開始時間、所要時間を記載すること。また、メールの送信後にはすみやかにメール到着の有無を電話（電話番号 0265-35-9416）で確認すること。

希望日等が他の参加申込者と重複する場合は、本町が指定する日時とする。

なお、緊急の事態が発生した場合は、見学を延期又は中止する場合がある。

７．質問書の提出及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行うものとする。

（１）質問がある場合は、「質問書」（様式４）に必要事項を記載のうえ、令和８年６月 29 日（月）17 時までに、電子メール(教育委員会事務局メールアドレス　kyoiku@town.nagano-takamori.lg.jp)により、提出すること。

なお、メールの件名は「高森町ふれあいスクール運営業務委託質問提出（社名）」とし、メールの送信後にはすみやかにメール到着の有無を電話（電話番号 0265-35-9416）で確認すること。

（２）質疑に対する回答については、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで、令和８年７月３日（木）正午までに回答する。

８．提案書等の提出

参加資格を満たしていることを町が通知した者（以下「提案者」という。）は、下記のとおり提案書等を提出すること。

（１）提出

	書類名	備　　考
ア	提案書表紙（様式５）	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印すること。

イ	提案書 （任意様式）	仕様書に基づき、以下の項目により作成すること。 １ 会社の事業概要、営業所、担当者数と放課後児童クラブ又は同種の業務実績 ２ 担当者の経歴、資格、業務経験 ３ 経営母体の財務状況（直近の決算報告書を添付すること） ４ 児童の生活、育成支援について考え方と実施方法 ５ 障がい児童の支援について考え方と実施方法 ６ 保護者、学校、町との連携について考え方と実施方法 ７ 支援員の配置、教育、指導に関する計画 ８ 支援員の雇用計画、処遇方法 ９ 危機管理体制と事故の予防
ウ	見積書 （任意様式）	見積書の提示価格は「２．業務の概要（４）提案上限金額」を上限額とし、見積金額とその内訳が分かるように作成すること。 消費税及び地方消費税を除いた金額以内とすること。
エ	工程表 （任意様式）	業務開始までの準備に関する計画とスケジュールを作成すること。

【書類作成時の注意事項】

・書類は日本産業規格によるＡ４判の規格で作成すること。用紙の向きは縦向き、横向きのどちらでも構わない。
・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは 11 ポイント以上とすること。（ただし、図表等はこの限りではない。）
・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
・提案は１事業者について１提案のみとする。
・提出書類はア～エの順に並べ、Ａ４長辺２穴綴じで提出すること。

（２）提出部数

紙媒体各７部（正本１部、副本６部）及び電子データ一式

（３）提出方法　紙媒体：持参又は郵送

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く８時 30 分から 17 時までの間に提出すること。

電子データ：CD-R 又は DVD-R にデータを入れて提出すること。

（４）提出期限　令和８年７月 13 日（月）17 時必着

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

９．選定方法

提案は、高森町ふれあいスクール運営業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）が選定基準に基づく評価を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を契約候補者として選定する。合計得点が同点となる提案者が２者以上あるときは、審査委員会の協議により順位を決定する。ただし、審査にあたっては最低水準を満点の６割とし、最低水準未満の得点の場合は契約候補者の対象としない。こ

のため、提案者が１者の場合でも審査を行う。

（１）書類選考による選定

３者より多くの参加申込があった場合のみ、提案書等について書類審査を行い、３者を選定し、選定された３者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

（２）プレゼンテーションの実施

審査委員会は、プレゼンテーションにより選定基準の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

①場所　高森町役場（または高森町中央公民館）　会議室

②日時　令和８年７月下旬～８月上旬

※場所・時間の詳細は７月６日（月）までに電子メールで通知する。

③時間配分　１者あたり 50 分以内(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 30 分以内)

④出席者　５人以内とする。

⑤実施方法

・プレゼンテーションは非公開とする。

・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の提出順で決定し通知する。

・プレゼンテーションは、資料及び口頭により行う。パワーポイント等を使用する場合は、各自機器を持参すること。機器の準備等に要する時間も、プレゼンテーションの制限時間内に含むものとする。（プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。）

⑥評価項目及び選定基準

項　目	評価の視点	配点
業務体制	ア 放課後児童クラブ及び同種業務の実績は十分か。 イ 担当者の経歴、資格、業務経験は十分か。 ウ 企業の経営状況は健全か。	20 点
業務内容	ア 児童の生活、育成支援は十分か。 イ 障がい児童の支援は十分か。 ウ 保護者、学校、市役所との連携は十分か。 エ 他の業者と比較して評価できる独自性のある提案か。	40 点
業務の継続性	ア 支援員の配置、教育、指導は適切な提案内容であるか。 イ 支援員の雇用、処遇は適切な提案内容であるか。 ウ 緊急時を含めた、危機管理体制は適切に整備されているか。	30 点
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか。	10 点
合　　計		100 点

⑦選定結果の通知と公表

選定結果は、審査結果通知書により通知するものとし、審査結果についての異議、問い合わせ及び公開の依頼は一切受け付けない。なお、審査結果については、高森町公式ホームページで公表する。ホームページに掲載する者は、選定された契約候補者のみとし、選定されなかった提案者については掲載しない。

（３）その他留意事項

①著作権等に関する事項

・提案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本町に帰

属する。

・提案者は、本町に対し、提案者が提案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

・提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。提出された提案その他本事業提案競争の実施に伴い提出された書類について、高森町情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

②提出された提案書等は返却しない。また、提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

③提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

④本提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

⑤採用となった提案については、提案内容の一層の充実を図るため本町と契約候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

10. 契約候補者選定後の手続き

（1）契約候補者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定による随意契約に向けた協議を行う。

（2）契約締結時の仕様書は、原則としてプロポーザルの提案の内容に基づくものとする。ただし、契約候補者との協議のうえ、契約締結時の仕様書を変更する場合がある。

（3）契約候補者は、本町との間で本事業に係る契約を締結する。なお、契約に関する協議が不調に終わった場合には、契約候補者としての選定を取り消すとともに、審査委員会において次点とされた者を契約候補者に繰り上げることとする。

11. 失格要件

参加申込者または契約候補者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約候補者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア　提案資格要件を満たさなくなった場合

イ　限度額を上回る見積書を提出した場合

ウ　提出期限までに書類が提出されない場合

エ　提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

オ　提出書類に虚偽の記載があった場合

カ　著しく信義に反する行為があった場合

キ　契約を履行することが困難と認められる場合

ク　提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

ケ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合